

建設業の事業主の皆さんへ

「ドローンを活用してみませんか?」

# 建設業のDX化に 助成金が活用できます！

ドローンが活用できれば、足場や  
クレーンの準備も必要ないから、作業  
も安全に行えるし、業務の効率化にも  
つながるんだけどなあ・・・

ただ、訓練にかかる費用が・・・



**人材開発支援助成金**  
を使えば、訓練費用  
が助成されますよ！

**費用の削減も！**



## 助成金受給までの流れ

詳しくはホームページをご覧いただきとか、山口労働局  
又はお近くのハローワークへお問い合わせください。

### 事前準備

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

### STEP 1 計画提出

訓練開始日の1か月まで  
に管轄のハローワーク  
又は労働局に提出。

### STEP 2 訓練実施

計画に沿って訓練を  
実施。

### STEP 3 支給申請

訓練終了日の翌日から  
2か月以内に管轄の  
ハローワーク又は  
労働局に申請。



山口労働局職業安定部職業対策課 (TEL 083-995-0383)

LL060430職対

## 事業展開等リスクリング支援コース

新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

### 支給要件

- ① 訓練時間数が10時間以上であること
- ② OFF-JTであること
- ③ 職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事する上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

※ 助成金の支給にはその他にも一定の要件を満たす必要があります。

#### 参考事例

事業展開	:	新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始する 等
デジタル・DX化	:	ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた 等
グリーンカーボン ニュートラル化	:	農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した 等

### 助成率・助成額

#### ① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

#### ② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

注：e-ラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。

物流・運送業の事業主の皆さんへ

## 社員の

詳しくはホームページをご覧いただけます、山口労働局又はお近くのハローワークへお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索

# 中型免許・大型免許等の取得に

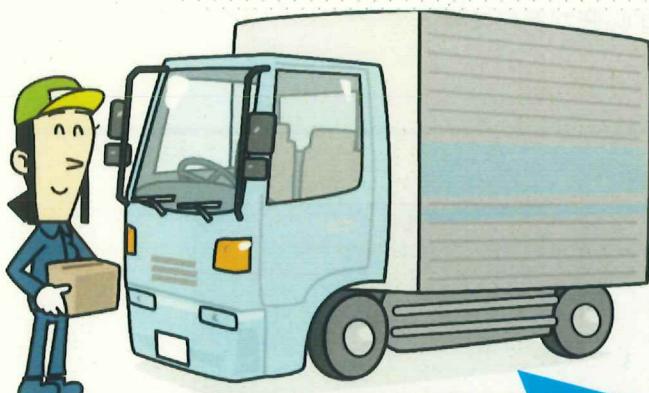
## 助成金を活用できます！

**2024年問題に対応する  
ために、社員を増やしたい  
けど研修を実施したり、  
免許を取らせたり、費用が  
厳しいなあ・・・**



**人材開発支援助成金**  
を使えば、訓練費用  
が助成されますよ！

費用の削減も！



### 助成金受給までの流れ

#### 事前準備

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

#### STEP 1 計画提出

訓練開始日の1か月前まで  
に管轄のハローワーク  
又は労働局に提出。

#### STEP 2 訓練実施

計画に沿って訓練を実施。

#### STEP 3 支給申請

訓練終了日の翌日から  
2か月以内に管轄の  
ハローワーク又は労働局に  
申請。



山口労働局職業安定部職業対策課 (TEL 083-995-0383)

LL060430職対

# 人材育成支援コース（人材育成訓練）

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

## 支給要件

- ①訓練開始日の1か月前までに計画届をハローワーク又は労働局に提出すること
- ②申請事業主が訓練期間中も対象労働者に適正に賃金を支払うこと
- ③申請事業主が支給申請日までに訓練経費を全額負担すること
- ④対象労働者の職務に直接関連する訓練であること
- ⑤訓練時間数が10時間以上の訓練であること
- ⑥OFF-JTであること

※ 助成金の支給にはその他にも一定の要件を満たす必要があります。

## 助成率・助成額

(1) 助成率・助成額 ※( )内は中小企業以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額 (1人1時間当たり)	
		通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 (注1)	通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 (注1)
人材育成訓練	正規雇用労働者	45% (30%)	+15% (+15%)	760円 (380円)	+200円 (+100円)
	有期契約労働者等	60%	+15%		
	正社員転換	70%	+30%		

注1：訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改正前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、または、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

(2) 受講者1人1訓練あたりの経費助成限度額・1年度1事業所あたりの助成限度額(注2、注3)

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上		1事業所 1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円	1,000万円

注2：賃金助成限度額(1人1訓練あたり)は1,200時間。

注3：訓練受講回数は労働者1人につき、1年度で3回まで。

事業主のみなさまへ

# キャリアアップ助成金を活用して 従業員の賃上げを行いませんか？



## キャリアアップ助成金とは？

パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「パニュー」ちゃん

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃上げなどの待遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成するものです。

## ステップアップを通じた人材活用・賃上げに活用できるコース

### 正社員化コース

令和5年11月29日より  
助成額を拡充しました！

○就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

【労働者1人あたりの助成額】

企業規模 正社員化前 雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円（40万円×2期）	40万円（20万円×2期）
大企業	60万円（30万円×2期）	30万円（15万円×2期）

※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数20名  
※1期あたり6か月

### 【加算額】

措置内容	有期雇用労働者	無期雇用労働者
①派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	28万5,000円	
②対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合	9万5,000円	4万7,500円
③人材開発支援助成金の訓練終了後に正社員化した場合	9万5,000円	4万7,500円
うち、自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後に正社員化した場合	11万円	5万5,000円
④正社員転換等制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所あたり1回のみ)	20万円 (大企業15万円)	
⑤「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所あたり1回のみ)	40万円 (大企業30万円)	

### 主な支給要件は？

- 正社員転換後の6か月間の賃金を転換前6か月間の賃金より**3%以上増額**させていること。
- 正社員化後、正社員に適用される就業規則（賞与または退職金の制度かつ昇給）が適用されていること。
- 「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している非正規雇用労働者を正社員転換していること。**（実態に差があったとしても規定の差がない場合は対象となりません。）**
- 正社員転換規定には、転換の手続き、要件、転換または採用の時期が必ず明記されていること。

## 賃金規定等改定コース

- 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

【労働者1人あたりの助成額】

賃金引き上げ率 企業規模	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

主な支給要件は？

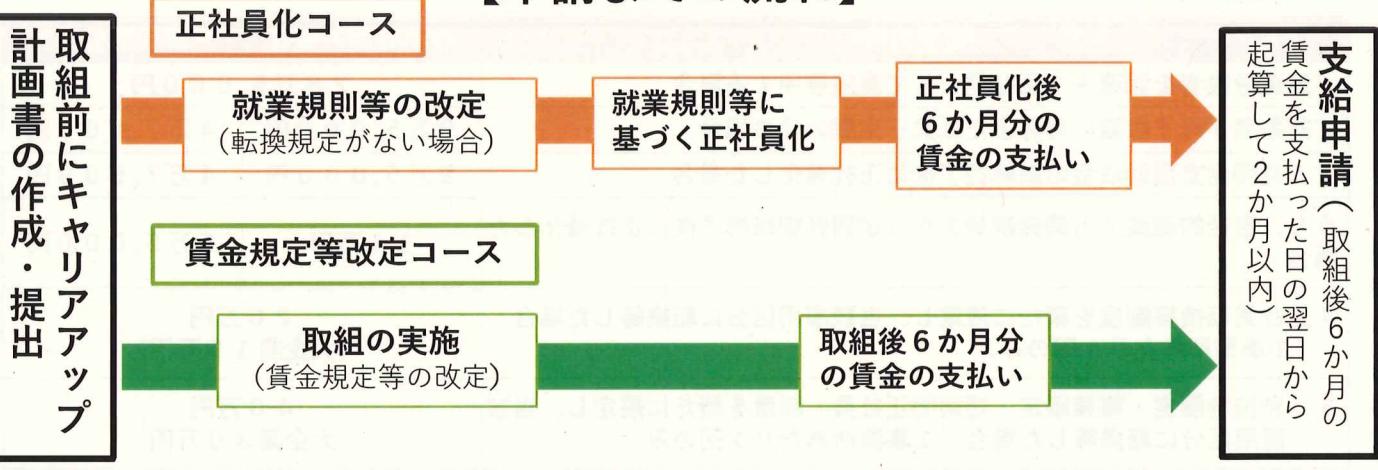
- 就業規則または労働協約に定めるところにより、増額改定した賃金規定等を適用され、かつ、増額改定前の基本給に比べて3%以上昇給していること。（最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めない。）
- 賃金規定等を増額改定した日の前日から起算して3か月以上前の日から増額改定後6か月以上の期間継続して雇用されている有期雇用労働者等であること。
- 賃金規定等を増額改定した日以降の6か月間、当該事業所において雇用保険被保険者であること。

## キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。

※不備があると当日の受理ができませんので、余裕をもってご準備ください。

### 【申請までの流れ】



## お問い合わせ先

- キャリアアップ助成金の申請方法などの詳細については、  
山口労働局 職業対策課（083-995-0383）または最寄りのハローワークへお問い合わせください。
- 支給申請に関する手続きは、厚生労働省ホームページに掲載しています。  
詳細は、「キャリアアップ助成金のご案内（令和6年度版）」及び  
「キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース以外）Q&A」をご覧ください。

# 採用へ、ブラッシュアップ！

## 介護・看護・建設・警備・運輸

どんな求人が充足しているのかをまとめてみました。  
ぜひ、ご参考にしてください！



### 雇用形態



### 時間外労働 月平均時間



### 年間 休日数



約50%の企業が108日以上です。



### 経験等の要否

■必要 ■あればなお可 ■不問

27.9%

57.7%

14.4%

### 昇給の有無

■なし ■あり

89.4%

10.6%

### 転勤の有無

■なし ■あり

96.2%

3.8%

### 賞与の有無

■なし ■あり

15.4%

84.6%

### 賃金(a+b)平均額

約55%の企業が  
25万円以上の  
賃金を支払っています。

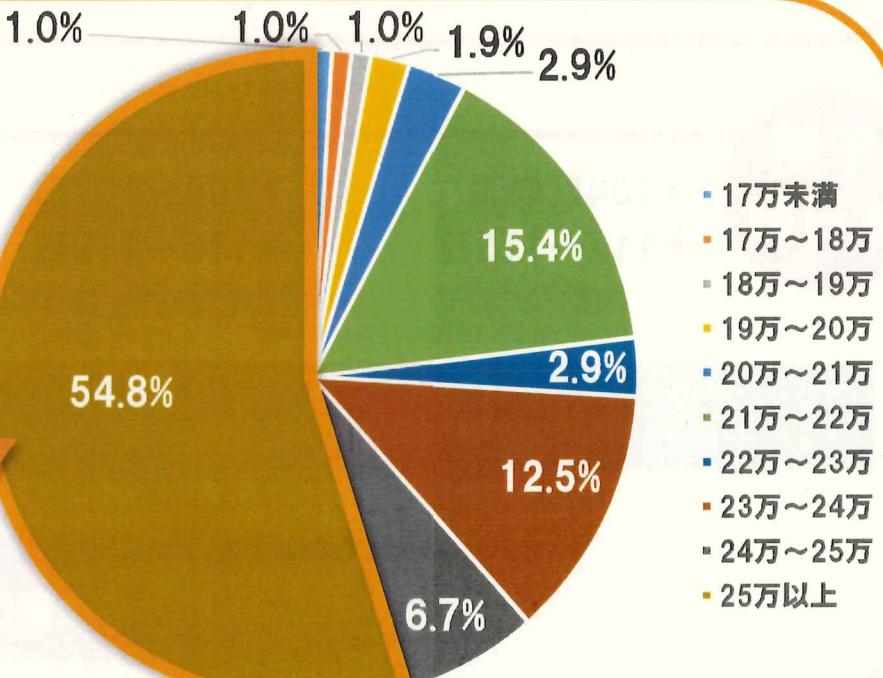
## 仕事の内容は

求職者の注目度が最も高い項目です。  
応募者目線に立って、  
詳しく、分かりやすく記載することを  
おすすめします。

### 事業所メッセージ欄

には、

- ・従業員の働きやすさ
- ・応募者に向けたメッセージ  
を記載することを  
おすすめします。



※a:基本給 b:定額的に支払われる手当

※平均額=(賃金(a+b)の上限額+下限額)/2

※令和6年3月～5月に山口県内で受理した求人を分析

# 運輸編

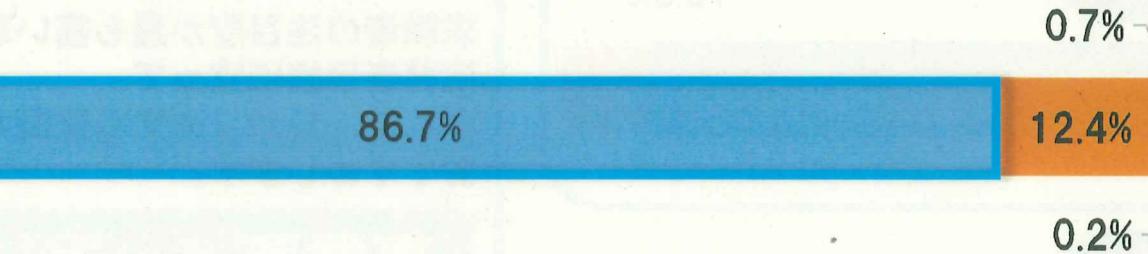
## 採用へ、ブラッシュアップ！ 介護・看護・建設・警備・運輸

どんな求人が充足しているのかをまとめてみました。  
ぜひ、ご参考にしてください！



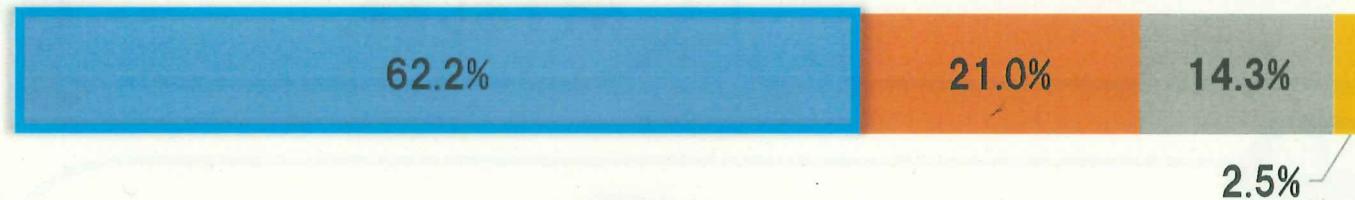
### 雇用形態

- 正社員
- 正社員以外
- 有期雇用派遣労働者
- 無期雇用派遣労働者



### 時間外労働 月平均時間

- 10時間未満
- 10～19時間
- 20～29時間
- 30時間



### 年間 休日数

- 104日未満
- 112～115日
- 104～107日
- 116～119日
- 108～111日
- 120日以上



約55%の企業が108日以上です。



山口労働局職業安定部

### 経験等の要否

■必要 ■あればなお可 ■不問

23.1%

68.7%

8.3%

### 昇給の有無

■なし ■あり

85.2%

14.8%

### 転勤の有無

■なし ■あり

15.5%

84.5%

### 仕事の内容

求職者の注目度が最も高い項目です。  
応募者目線に立って、  
詳しく、分かりやすく記載することを  
おすすめします。

### 事業所メッセージ欄

には、

- ・従業員の働きやすさ
- ・応募者に向けたメッセージ  
を記載することを  
おすすめします。



### 賞与の有無

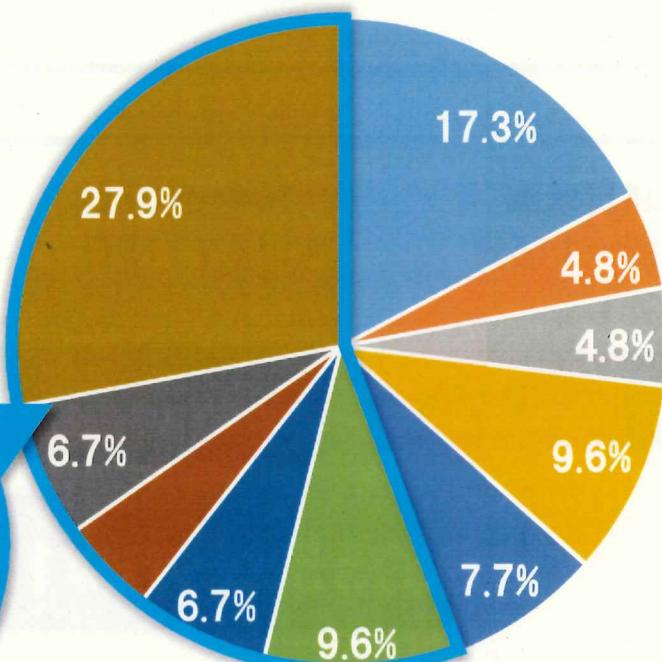
■なし ■あり

86.6%

13.4%

### 賃金(a+b) 平均額

約58%の企業が  
21万円以上の  
賃金を支払っています。



- 17万未満
- 17万～18万
- 18万～19万
- 19万～20万
- 20万～21万
- 21万～22万
- 22万～23万
- 23万～24万
- 24万～25万
- 25万以上

※a:基本給 b:定額的に支払われる手当

※平均額=(賃金(a+b)の上限額+下限額)/2

※令和6年3月～5月に山口県内で受理した求人を分析

# 採用へ、ブラッシュアップ！

## 介護・看護・建設・警備・運輸

どんな求人が充足しているのかをまとめてみました。  
ぜひ、ご参考にしてください！



### 雇用形態

- 正社員
- 有期雇用派遣労働者
- 正社員以外
- 無期雇用派遣労働者

88.6%

11.4%

### 時間外労働 月平均時間

- 10時間未満
- 10～19時間
- 20～29時間
- 30時間

1.1%

89.8%

9.1%

### 年間 休日数

- 104日未満
- 112～115日
- 104～107日
- 116～119日
- 108～111日
- 120日以上

6.8%

28.4%

18.8%

10.8%

6.8%

28.4%

約65%の企業が108日以上です。



山口労働局職業安定部

### 経験等の要否

■必要 ■あればなお可 ■不問

25.0%

68.2%

6.8%

### 昇給の有無

■なし ■あり

92.6%

7.4%

### 転勤の有無

■なし ■あり

59.7%

40.3%

### 賞与の有無

■なし ■あり

93.7%

6.3%

## 仕事の内容は

求職者の注目度が最も高い項目です。  
応募者目線に立って、  
詳しく、分かりやすく記載することを  
おすすめします。

## 事業所メッセージ欄

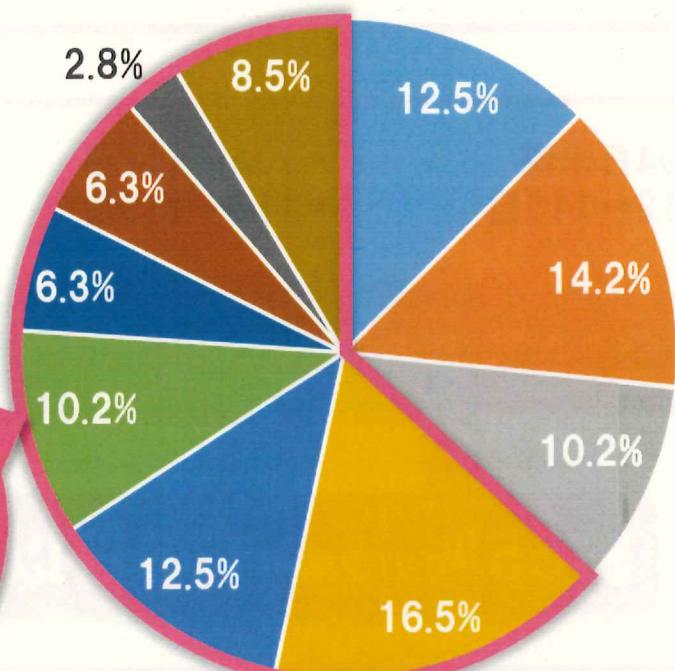
には、

- ・従業員の働きやすさ
- ・応募者に向けたメッセージ  
を記載することを  
おすすめします。



### 賃金(a+b) 平均額

約63%の企業が  
19万円以上の  
賃金を支払っています。



- 17万未満
- 17万～18万
- 18万～19万
- 19万～20万
- 20万～21万
- 21万～22万
- 22万～23万
- 23万～24万
- 24万～25万
- 25万以上

※a:基本給 b:定額的に支払われる手当

※平均額=(賃金(a+b)の上限額+下限額)/2

# 看護編

# 採用へ、ブラッシュアップ！ 介護・看護・建設・警備・運輸

どんな求人が充足しているのかをまとめてみました。  
ぜひ、ご参考にしてください！



## 雇用形態

- 正社員
- 正社員以外
- 有期雇用派遣労働者
- 無期雇用派遣労働者

93.3%

6.7%

## 時間外労働 月平均時間

- 10時間未満
- 10～19時間
- 20～29時間
- 30時間

87.6%

12.4%

0.0% 0.0%

## 年間 休日数

- 104日未満
- 104～107日
- 112～115日
- 116～119日
- 108～111日
- 120日以上

1.0%

26.6%

20.9%

20.0%

8.6%

22.9%

約53%の企業が108日以上です。



山口労働局職業安定部

### 経験等の要否

■必要 ■あればなお可 ■不問

17.1%  
11.4%

71.4%

### 昇給の有無

■なし ■あり

97.1%

2.9%

### 転勤の有無

■なし ■あり

81.0%

19.0%

### 賞与の有無

■なし ■あり

99.0%

1.0%

## 仕事の内容は

求職者の注目度が最も高い項目です。  
応募者目線に立って、  
詳しく、分かりやすく記載することを  
おすすめします。

## 事業所メッセージ欄

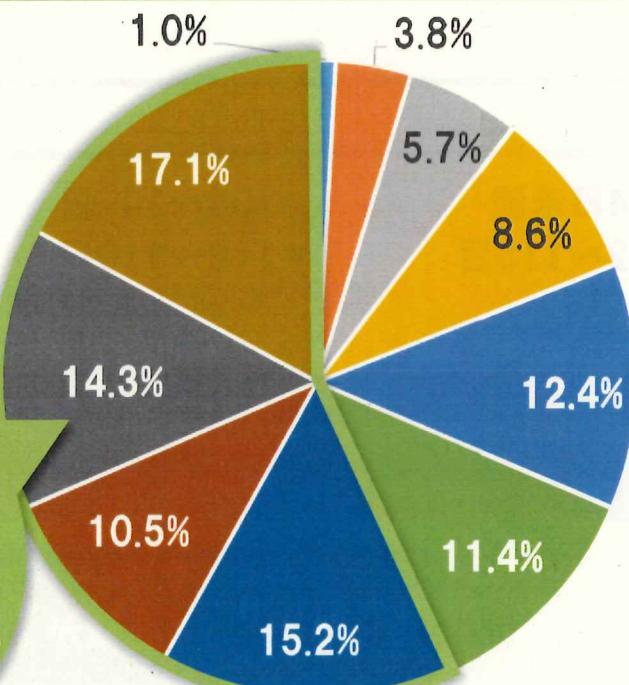
には、

- ・従業員の働きやすさ
- ・応募者に向けたメッセージ  
を記載することを  
おすすめします。



### 賃金(a+b) 平均額

約57%の企業が  
22万円以上の  
賃金を支払っています。



- 17万未満
- 17万～18万
- 18万～19万
- 19万～20万
- 20万～21万
- 21万～22万
- 22万～23万
- 23万～24万
- 24万～25万
- 25万以上

※a:基本給 b:定額的に支払われる手当

※平均額=(賃金(a+b)の上限額+下限額)/2